資料１

令和８年度　政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

１　令和８年度における研修の実施

　可能な限り多くの登録政治資金監査人が改定後の政治資金監査に関する具体的な指針の知識を修得する観点から、受講状況等を踏まえ、必要に応じて研修の受講を促す追加的な対応の検討を行う。

２　令和９年度研修実施計画

　登録政治資金監査人の新制度研修に係る受講状況等を見極めた上で、令和９年度以降の新制度研修の実施の要否の検討を行う。

　また、令和９年度以降のフォローアップ研修についても、令和９年度以降の新制度研修の実施の有無等を踏まえ、再開の検討を行う。フォローアップ研修を再開する場合、改定後の政治資金監査に関する具体的な指針の知識の定着を図りつつ、より具体的に政治資金監査の内容をイメージしやすい研修になるよう、内容の検討を行う。

３　政治資金監査に関する具体的な指針等

　政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等からの質問等を踏まえ、政治資金監査に関する具体的な指針等について改定の検討を行う。

４　政治資金監査の質の向上

　政治資金監査の質の向上のあり方の検討を行うため、検討の際に参考とする情報及びその収集方法等について検討を行う。

５　登録政治資金監査人の登録

　登録政治資金監査人の登録状況等について、毎回の委員会において報告する。